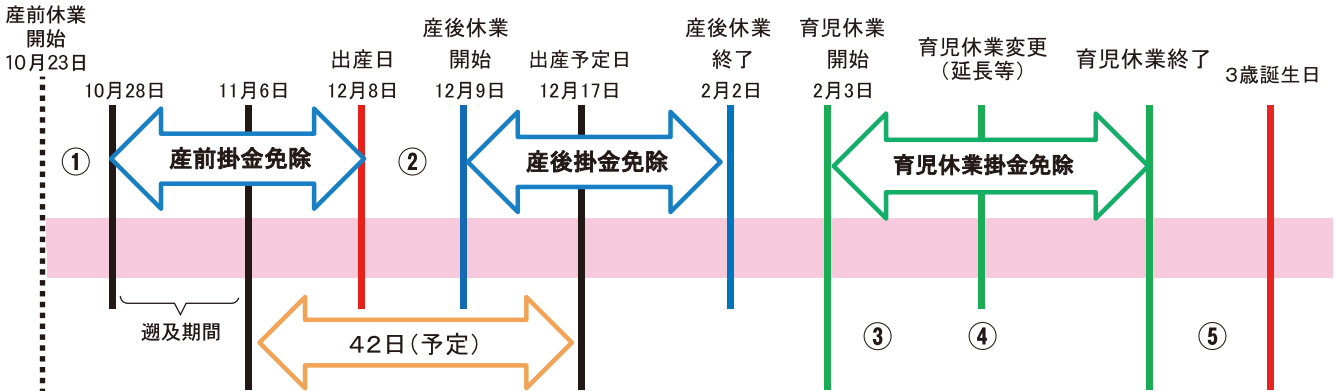


産前産後・子育て中の掛金(保険料)の手続きについて

■ 産前・産後、子育て中の掛金等に係る手続きは以下のとおりになります。



提出様式	添付書類
① 産前産後休業掛金免除申出書	・ 休暇報告書の写し等 ・ 分娩予定日証明書の写し等
② 産前産後休業掛金免除変更申出書	・ 休暇報告書の写し等 ・ 出産証明書の写し等
③ 育児休業等掛金免除申出書	・ 人事異動通知書の写し
④ 育児休業等掛金免除変更申出書	・ 人事異動通知書の写し
⑤ 標準報酬育児休業等終了時改定申出書	・ 育児休業に係る人事異動通知書の写し ・ 3ヶ月間の給与明細の写し
3歳未満の子を養育する旨の申出書	・ 戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書 ・ 住民票

■ 掛金免除について

産前産後休業、または育児休業等をしている組合員が共済組合に申出をすることにより、下記の期間について掛金が免除されます。

	免除の開始	免除の終了
産前産後休業	産前産後休業開始日の属する月	産前産後休業終了日の翌日の属する月の前月
	産前産後休業とは、出産日(出産日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前42日から、出産日後56日までの期間で、妊娠または出産に関する事由を理由として勤務に服さない期間(ただし、多胎妊娠の場合は、「42日」を「98日」と読み替え)	
育児休業等	育児休業等開始日の属する月	育児休業等終了日の翌日の属する月の前月